

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和7年10月  
山梨県人事委員会

# 目 次

## 給 与 勧 告 の 仕 組 み と 本 年 の 給 与 改 定

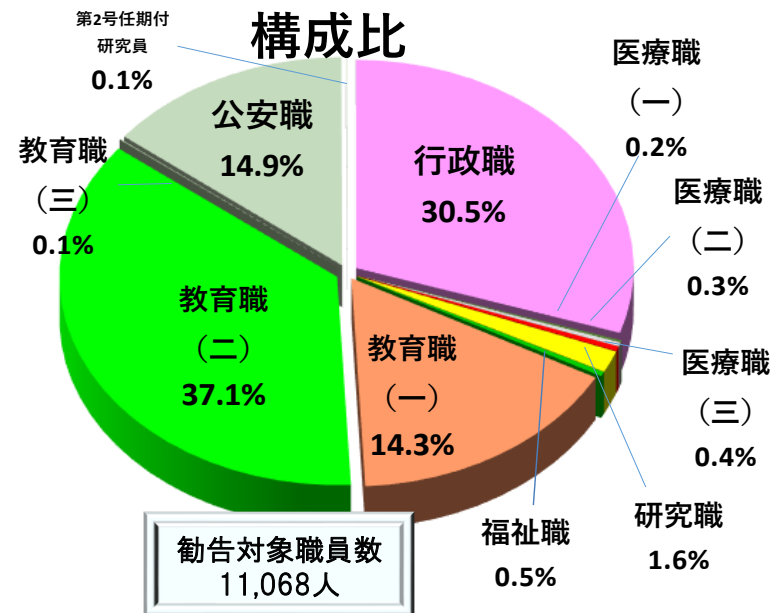
- ① 給 与 勧 告 の 対 象 職 員 . . . . . 1
- ② 給 与 勧 告 の 手 順 . . . . . 2
- ③ 民 間 給 与 と の 比 較 方 法 ( ラ ス パ イ レ ス 比 較 ) . . . . . 3
- ④ 民 間 給 与 と の 較 差 . . . . . 4
- ⑤ 本 年 の 給 与 改 定 . . . . . 5
- ⑥ 最 近 の 給 与 勧 告 の 実 施 状 況 ( 一 般 行 政 職 ) . . . . . 6

# ① 給与勧告の対象職員

令和7年4月1日現在の給与勧告対象職員は、11,068 人<sup>(注1)</sup>です。  
 このうち、一般行政職員は、3,378人で全体の30.5%を占めています。最も多いのは教育職で、  
 小中高校等を合わせると5,705人で、全体の51.5%となり過半数を占めています。  
 また、職員の平均年齢は41.6歳<sup>(注2)</sup>となっています。

| 給料表       | 職員の例             | 職員数      | 平均年齢   |
|-----------|------------------|----------|--------|
| 行政職       | 一般行政職員           | 3,378 人  | 42.1 歳 |
| 医療職(一)    | 医師、歯科医師          | 19 人     | 49.4 歳 |
| 医療職(二)    | 薬剤師、栄養士等         | 31 人     | 46.6 歳 |
| 医療職(三)    | 保健師、看護師          | 39 人     | 37.5 歳 |
| 研究職       | 研究員、学芸員          | 181 人    | 43.5 歳 |
| 福祉職       | 福祉司              | 50 人     | 37.4 歳 |
| 教育職(一)    | 高等学校・特別支援学校の教育職員 | 1,585 人  | 45.1 歳 |
| 教育職(二)    | 小学校・中学校の教育職員     | 4,113 人  | 41.2 歳 |
| 教育職(三)    | 専門学校に勤務する教育職員    | 7 人      | 44.1 歳 |
| 公安職       | 警察官              | 1,654 人  | 37.9 歳 |
| 第2号任期付研究員 | 任期付研究員           | 10 人     | 32.0 歳 |
| 計         |                  | 11,068 人 | 41.6 歳 |

※ 特定任期付職員は職員数が少数であるため、表中への具体的な数値の掲載は省略した。



(注1) この人数は、給料月額7割措置職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、公益法人へ派遣中の職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、公営企業職員、現業(技能労務)職員等は除いたもの。

(注2) 年齢は、令和7年4月1日現在の満年齢

## ② 給与勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

### 民間給与の調査

(企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上)  
調査対象: 県内124事業所 <母集団325事業所> ※

事業所別調査

#### 特別給

過去1年間の支給状況  
<前年8月から当年7月>

民間の特別給の  
年間支給割合との比較

従業員別調査

#### 4月分給与

給与改定の有無に関わらず調査

#### 民間と県職員(行政職)の給与を比較

職務、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を比較(ラスパイレス方式)

### 県職員の給与の調査

(個人別給与)  
11,068人(暫定再任用職員等除く)

#### 4月分給与

(行政職)

給与改定や諸手当  
の支給状況

情勢適応の原則  
(社会一般の情勢に適応)

人事院勧告、  
他の都道府県の動向等

経済・雇用情勢等

※人事院の報告及び勧告に準じて、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直し

人事委員会勧告

県議会

(給与条例の議決)

給与条例案提出

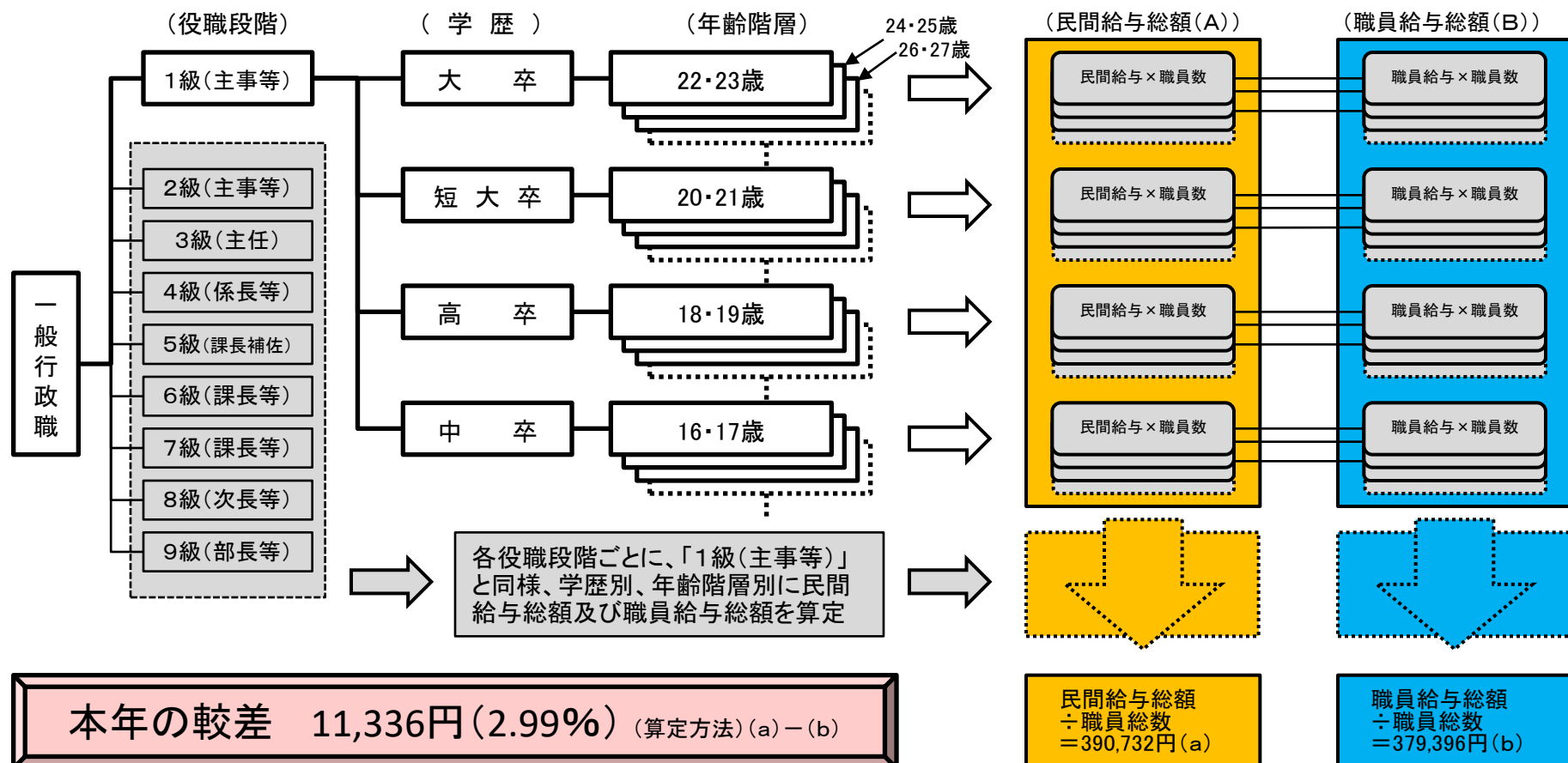
県知事

(勧告の取扱決定)

### ③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(一般行政職)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

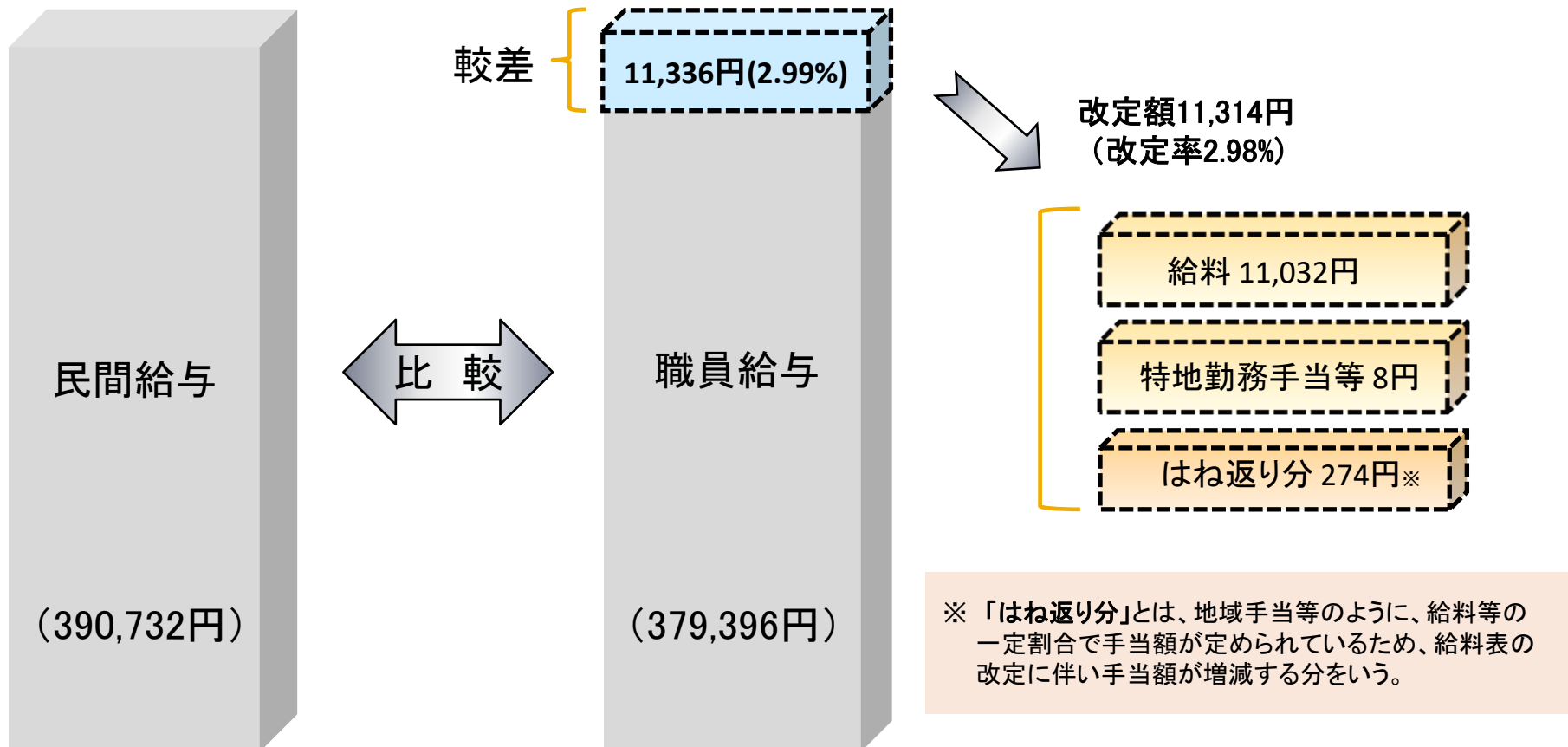


(注1) 令和7年職員給与実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和7年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

#### ④ 民間給与との較差

本年の民間給与との比較を行ったところ、較差は11,336円(2.99%)であったため、次のとおり給与改定を行うこととしました。



## ⑤ 本年の給与改定

### 1 給料表

#### (1) 行政職給料表

- 公民較差解消のため、人事院勧告の内容に準じて給料表を改定
- 人事院勧告の内容を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

#### (2) その他の給料表

- 行政職給料表との均衡を基本に改定

### 2 初任給調整手当

- 給料表の改定状況を勘案し、人事院勧告の内容に準じて改定

### 3 特別給(期末手当・勤勉手当)

- 民間の支給割合との均衡を図るとともに、人事院勧告を考慮し引上げ  
年間支給月数 4.60月分 → 4.65月分(0.05月分)
- 引上げ分は、人事院勧告を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

### 4 諸手当

- 通勤手当について、人事院勧告の内容に準じて駐車に係る通勤手当を支給
- 特地勤務手当及び宿日直手当について、人事院勧告の内容に準じて改定

### 5 実施時期

- 令和7年4月1日 ※特別給の令和8年度以降の改定分及び通勤手当の改定は、令和8年4月1日

## ⑥ 最近の給与勧告の実施状況（一般行政職）

本県の平成27年から本年までの給与勧告については次のとおりです。

|       | 月例給     | 特別給（ボーナス） |          | 一般行政職の平均年間給与 |          |
|-------|---------|-----------|----------|--------------|----------|
|       | 勧告率     | 年間支給月数    | 対前年比増減   | 増減額          | 増減率      |
| 平成27年 | 0.40 %  | 4.20 月    | 0.10 月   | 6.5 万円       | 1.04 %   |
| 平成28年 | 0.81 %  | 4.30 月    | 0.10 月   | 8.7 万円       | 1.39 %   |
| 平成29年 | 0.13 %  | 4.40 月    | 0.10 月   | 4.7 万円       | 0.74 %   |
| 平成30年 | 0.16 %  | 4.45 月    | 0.05 月   | 2.9 万円       | 0.46 %   |
| 令和元年  | 0.10 %  | 4.50 月    | 0.05 月   | 2.5 万円       | 0.40 %   |
| 令和2年  | 勧告なし（注） | 4.45 月    | ▲ 0.05 月 | ▲ 2.0 万円     | ▲ 0.32 % |
| 令和3年  | 勧告なし（注） | 4.30 月    | ▲ 0.15 月 | ▲ 5.9 万円     | ▲ 0.94 % |
| 令和4年  | 0.21 %  | 4.40 月    | 0.10 月   | 5.1 万円       | 0.83 %   |
| 令和5年  | 0.88 %  | 4.50 月    | 0.10 月   | 9.2 万円       | 1.50 %   |
| 令和6年  | 2.58 %  | 4.60 月    | 0.10 月   | 20.0 万円      | 3.22 %   |
| 令和7年  | 2.98 %  | 4.65 月    | 0.05 月   | 21.2 万円      | 3.34 %   |

（注） 公民較差に基づく給与改定の勧告なし